

南房総市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

< 目次 >

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・P.2～4
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・P.4～5

令和8年3月
南房総市教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、教職員が健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることにより、「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、教職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

南房総市が掲げる「子どもが地域に誇りと強い思いを持ち、自己の可能性を伸ばす特色ある教育の推進」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。本計画を通じて、創出された時間で児童生徒と向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な業務量管理や教職員の健康確保を進めていく。

(2) 本市の現状

ア 本市では、南房総市立小学校及び中学校管理規則の第43条の2に、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内と規則を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

イ これまでの取組として、令和4年度から週2～3日5時間授業の日を設ける取組や校務支援システムの導入、配付文書の精選や押印廃止による提出文書の簡略化等を行ってきた。

ウ こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の現状について、令和7年度は以下のとおりだった。

【令和7年度（11月）の時間外在校等時間の状況】

| | 平均 | 月45時間を上回る割合 | 月80時間を上回る割合 |
|-----|----------|-------------|-------------|
| 小学校 | 月33時間48分 | 22.8% | 3.3% |
| 中学校 | 月61時間8分 | 49.3% | 24.7% |

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

イ 教職員の1年間における時間外在校等時間を360時間以下にする。

※児童生徒に係る臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合は、

ウ 1箇月の時間外在校等時間100時間未満

エ 1年間の時間外在校等時間720時間以内

(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6月まで)

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア ストレスチェックにおける高ストレス者を0人にする。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が登下校する時間の見直しを推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収・管理

- ・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、物品や旅行等を取り扱う事業者から、保護者が直接購入や支払いする方法を検討する。

④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校がスクールロイヤー等の専門家を活用できる環境を整備するとともに、教育委員会、警察、児童相談所等の機関において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑤ 調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の強化のため、共同学校事務室の整備を進める。

⑥ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・体育館などの地域開放施設の管理業務については、引き続き、教育委員会生涯学習課が中心となって事務手続きを行う。

⑦ 部活動

- ・部活動ガイドラインに従い、週2日以上以上の休養日を設け、活動時間を平日2時間程度、休業日3時間程度までとする。
- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動地域展開を推進する。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

⑧ 授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に活用する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑨ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・課題の状況に応じ、子ども家庭支援室の職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等による効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

- ・各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・各学校の実情にあわせて、勤務時間外の留守番電話対応を推進する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員には、管理職等による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務時間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め市内全ての学校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・毎年、千葉県民の日（6月15日）、夏季休業中は、8月12日から8月16日の5日間、冬季休業中は、12月24日から12月28日、1月4日から1月6日の8日間を学校閉庁日として設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤システムの導入を検討し、その他の目標については、デジタルアンケート等を活用し把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りを行い、指導・助言等を実施する。

(5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校評議員会議における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。